

滋賀県次世代自動車レンタカー観光周遊促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人びわこビクターズビューロー会長（以下、「会長」という。）

は、二酸化炭素の排出削減が見込まれる電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）（以下「次世代自動車」という。）を移動手段として利用する滋賀県内の観光周遊を促進し、サステイナブルツーリズムを推進するため、次世代自動車のレンタカー利用に対して助成を行う。

(助成対象者)

第2条 助成金の助成対象者は、滋賀県内で道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）第80条第1項の規定に基づく自家用自動車有償貸渡業（以下、「レンタカー業務」という。）の許可を取得するとともに滋賀県内で事業所等を有し、観光目的の旅行者に、県内を発着とする次世代自動車を貸し出した事業者（以下、「次世代自動車レンタカー事業者」という。）とする。

ただし、以下に該当する次世代自動車レンタカー事業者は助成対象者とならない。

(1) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

オ 暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク アからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者

(3) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者

(4) 会長が、本事業の社会的な信頼性および公平性を損なうおそれ等があり不相当と認める者

(参画事業者)

第3条 本事業に参画する次世代自動車レンタカー事業者は、参画登録申請書（様式1号）に同様式で定める関係書類を添えて、会長に提出するものとする。

(助成対象事業)

第4条 本事業における助成対象となる事業（以下、「助成対象事業」という。）は、県内の次世代自動車レンタカー事業者が観光目的の旅行者に、県内を発着とする次世代自動車をレンタカーとして貸し出したものを助成対象とする。

2 次世代自動車レンタカー事業者が、県内を発着とする観光目的の旅行者に対して次世代自動車をレンタカーとして貸し出す場合で、旅行者から利用申請書兼実績確認書（様式第2号）を取得したものを助成対象とする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下、「助成対象事経費」という。）は、県内の次世代自動車レンタカー事業者が別表1に定める次世代自動車を、観光目的で旅行者に貸し出したレンタカー利用料のうち、基本料金（消費税抜き）を対象とし、次世代自動車のレンタカー利用にかかるオプション料金や免責補償等の経費は対象外とする。

(助成金額)

第6条 助成額は、助成対象経費の総額の2分の1以内として、24時間あたり7,000円を限度とする。

2 前項の場合において、助成額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請および請求)

第7条 助成金の交付を受けようとする次世代自動車レンタカー事業者は、交付申請書兼助成金請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 利用申請書兼実績確認書（様式第2号）
- (2) 実績総括調書
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の確定および交付)

第8条 会長は、次世代自動車レンタカー事業者から前条の交付申請書兼助成金請求書の提出を受け、その内容を審査し適切と認めるときは、助成金の額を確定し、助成金を交付するものとする。なお、助成金の交付をもって額の確定とするものとする。

(助成金の取り消し等)

第9条 会長は、虚偽の申請またはその他不正の手段により助成金の交付を受けた次世代自動車レンタカー事業者に対して、交付を取り消すことができる。この場合において、すでに助成金が交付されていたときは、その返還を求めることができる。

(事業の終了)

第10条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した時は、その時点で事業を終了する
場合がある。

(帳簿等の整備および補完)

第11条 助成金の交付を受けた次世代自動車レンタカー事業者は、当該助成対象事業に
関係する帳簿ならびに収入および支出に証する書類を整備し、助成対象事業が完了し
た翌年度から5年間保管しなければならない。

2 会長は、書類等の保管期間において、必要に応じて助成金の交付を受けた次世代自
動車レンタカー事業者に書類等の提示を求めることができるものとし、次世代自動車
レンタカー事業者は、それを拒むことができないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年8月27日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表1)

次世代自動車の種類
電気自動車 (EV)
プラグインハイブリッド自動車 (PHV)
燃料電池自動車 (FCV)

※超小型モビリティ、ミニカー、側車付二輪自動車・原動機付自転車等は除く

滋賀県次世代自動車レンタカー観光周遊促進助成金

参画登録申請書

令和 年 月 日

公益社団法人

びわこビジターズビューロー 会長 あて

<申請者>

住 所

（法人にあつては所在地）

氏 名

（法人にあつては名称および
代表者氏名）

滋賀県次世代自動車レンタカー観光周遊促進助成金について、参画したいため関係書類を添えて参加登録を申請します。

1 助成金利用見込み額

利用台数： _____ 台

助成金額： _____ 円

※全期間の利用台数と助成金額を記載すること。

2 添付書類

①自家用自動車有償貸渡業（レンタカー業）の許可書（写）

※滋賀県内の営業に関する許可等を証する書類を含む。

②様式第1号 別紙1（誓約書）

※本書は助成要件等を確認するためのものであり、助成金額を確定するものではありません。（原則として申請を上回る請求はできませんので、ご注意ください。）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、滋賀県警察本部等に照会することについて承諾します。

記

①反社会的勢力でないことに関する事項

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

②その他

- (1)申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- (2)申請書の記載事項および関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合または記載事項が虚偽であった場合は、助成金を一括返還します。
- (3)その他、本助成金の交付にあたり会長が必要と認める書類の提出を求められた場合には速やかに提出します。

令和 年 月 日

公益社団法人びわこビジターズビューロー会長 あて

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名

滋賀県次世代自動車レンタカー観光周遊促進助成金

利用申請書兼実績確認書

令和 年 月 日

公益社団法人びわこビジターズビューロー 会長 あて

滋賀県次世代自動車レンタカー観光周遊促進助成金を利用したいため申請します。

利用者名		生年月日： 年 月 日（年齢： 歳）
利用者住所		
利用者連絡先	— —	（自宅・携帯）

次世代自動車レンタカー助成金の計算

次世代自動車レンタカー事業者名		レンタカー車種	
利用日時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分 (日 時間)		
レンタカー利用料 (消費税除く)	《基本料金》 円/ 時間・日 → _____ 円		
助成対象額 (A) ※上記の1/2 ※100円未満切り捨て	円	上限額 (B)	24時間まで 7,000円 24時間を超えて48時間まで 14,000円 48時間を超えて72時間まで 21,000円 72時間を超えて96時間まで 28,000円
助成金額	(A)・(B)のいずれか少ない額 _____ 円		
訪問した県内観光地等			

【同意書】※下記の内容を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

・滋賀県次世代自動車レンタカー利用申請者は、下記に同意します。

- 申請書類の内容について虚偽はありません。
- 下記の注意事項を理解し、承諾します。
- 利用状況等に疑義が生じた場合には、公益社団法人びわこビジターズビューロー・滋賀県からの関係書類の提出や事情聴取の調査等の求めに応じます。
- 利用条件を満たさない場合は、助成金の返金に応じます。

※以下は、次世代自動車レンタカー事業者にてご記入ください。

【利用申請にかかる必要事項および利用実績の確認】

- ・ 記載内容について、次世代自動車レンタカー利用者の身分証明書、各証明書等により事実と相違ないことを確認しました。
- ・ 本利用申請書兼実績確認書の記入漏れはありませんでした。（※記入漏れがある場合は、助成対象となりません。）

【同意書】

- ・ 本利用申請書兼実績確認書により取得した個人情報、本事業においてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。
- ・ 利用状況等に疑義が生じた場合には、公益社団法人びわこビジターズビューロー・滋賀県からの関係書類の提出や事情聴取の調査等の求めに応じるとともに、不正受給が判明した際には、捜査機関への通報や返還請求の措置が行われることを了承します。

◎本事業の利用にあたって、上記内容について確認および同意しました。

【確認日時】

令和 年 月 日 時

【レンタカー事業者名】

【確認者 氏 名】

滋賀県次世代自動車レンタカー観光周遊促進助成金

交付申請書兼助成金請求書

令和 年 月 日

公益社団法人

びわこビジターズビューロー 会長 あて

<申請者>

住 所

（法人にあっては所在地）

氏 名

（法人にあっては名称および

代表者氏名）

滋賀県次世代自動車レンタカー観光周遊促進助成金について、次のとおり助成金を交付願いたく、交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請及び請求します。

記

1 交付申請額 _____ 円

（交付請求額）

2 添付書類 ①利用申請書兼実績確認書（様式第2号）

※交付申請にかかる全ての利用申請書兼実績確認書（様式第2号）を添付

②実績総括調書

※①に関して実績総括調書に必要事項を記載

③様式第3号 別紙1（口座振込依頼書）

口座振込依頼書

私が受領する滋賀県次世代自動車レンタカー観光周遊促進助成金については、以下の口座へ振込んでください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 本所・支所・出張所
金融機関コード		支店コード	
預金の種類	1. 普通(総合口座) 2. 当座		
口座番号			番号は右づめでご記入ください。
口座名義	フリガナ		預金通帳に記載されているとおりにご記入ください。 30文字まで登録できます。